

# 絶対王政期イングランドにおける治安書記 ——治安判事制を支えた専門補佐役——

小 山 貞 夫

- I はじめに
- II 治安書記の人的構成
- III 治安書記の起源・選任・任期
- IV 治安書記の職務
- V 治安書記の収入及び瀆職の誘因
- VI むすび

## I はじめに

本稿は、我国では勿論英米でもほとんど専門的研究がない治安書記 Clerk of the Peace に関し、後に挙げる様々な限定を伴いながらも、素描を提示しようとするものである。これは、治安書記の上司である治安判事 Justice of the Peace の歴史的役割について、筆者の研究歴の最初期から以下のごとき疑問を抱き続けてきた故である。

治安判事の多くは素人で無給の地方名望家から成る地方裁判官・行政官で、後に 1888 年の地方統治法 Local Government Act によりその権能は、主として比較的軽微な民事の訴訟事件及び重大な犯罪を除く大部分の刑事訴訟事件を裁判する権限、重罪 felony 事件の予備審問をする権限、被疑者の逮捕状・搜索状を発し、被疑者を勾留し又は保釈する権限などに限られた

が、それまでは多くの行政権能をも有し、18世紀においては地主階層による寡頭政治の主要機関であったし、又既に16世紀においても「テューダー王朝の雑役婦」the Tudor maid of all work と呼ばれる程地方政治全般にわたって広い権能を有し、テューダー王朝の支柱の一つになっていた。一方同時に治安判事は、17世紀の偉大な法律家兼政治家で我国でも権利請願 Petition of Right の起草者としても有名なクック Sir Edward Coke が「この [イングランド] 王国の安寧と平安とを維持するためのキリスト教世界の他のいづれにおいてもその類例を見ないような下位政府の一形式 a forme of subordinate government である」と指摘したごとく<sup>(1)</sup>、イギリスとイギリスの法制度を導入した米国その他の僅かな地域にしか見られない裁判・行政機構として、しかもその近代的研究の創始者であるドイツ人グナイスト R. Gneist 以来<sup>(2)</sup>いわゆるイギリス型行政の根幹として、立法・財政について果たした議会の役割と並んで、我国においても極めて重要視されてきた。これらを受けて、我国の社会科学に大きな影響を与えてきたマックス・ウェーバーは、この治安判事による地方統治を「名望家支配」Honoratioren-herrschaft として類型化したのは余りにも有名である<sup>(3)</sup>。これらを基礎に我国の英米法学や行政学さらにはイギリス史学では、治安判事制はイギリス型

(1) E. Coke, Fourth Institute, 1644, p. 170.

(2) R. Gneist, Geschichite und heutige Gestalt der Englischen Communalverfassung oder der Self-Government, 1863.

(3) ウェーバーの名望家支配については、同著、世良晃志郎訳『支配の諸類型』、1970、189頁以下、同訳『支配の社会学Ⅰ』、1960、24頁訳注(七)、149頁、特に治安判事との関連の詳しい262頁以下を参照。なお、ウェーバーの治安判事制の特徴付のいま一つの大きな側面、即ちその裁判がカーディ裁判 Kadijustiz であったということについては、本稿での問題関心と密接に関係していることは十分承知しているつもりであるが、紙幅の関係もあり直接的には触れないことにする。ウェーバーのカーディ裁判については、特に同訳『支配の諸類型』、144頁、268頁、同訳『支配の社会学Ⅰ』、42頁以下、46頁訳注(七)、268頁以下等を参照。

行政・イギリス型地方自治、さらにはイギリスが司法国家であったこと等を支えた根幹の制度として学ばれ、時には「賛美」され続けてきたように思われる<sup>(4)</sup>。筆者の最初の研究は、この治安判事制の起源と14世紀におけるその実態解明を対象にしたものである<sup>(5)</sup>。

筆者はウェーバーの名望家支配の一つの典型としての治安判事制の説明に異論があるわけではない。しかしウェーバーが典型として描いた部分の実態は、イングランド革命後の18・19世紀の治安判事制であることはほぼ間違いないと思っている。即ち近代イギリスの統治・行政をヨーロッパ大陸のそれと区別する最大の特徴とされる自治・地方自治を支えていたものが治安判事制であり、ウェーバーもこの近代イギリスの特徴を描いたものと推測できるのである<sup>(6)</sup>。そしてこの地方統治の支柱が無給の素人の地方在住の名望家により支えられていたという事実は、ウェーバーを代表とするイングランド内外の学者達の理解だけでなく、18・19世紀イングランド社会一般の常識だったと推察している。否、むしろこの一般の常識を基礎にして内外の学者達の理解が生じたのだと考えたい。この常識・理解は当時の文学にもしばしば描かれていた。例えば、「イギリス小説の父」と呼ばれている、1707年生まれで1754年没のヘンリー・フィールディング Henry Fielding の最初の小

- 
- (4) 例えば、京大西洋史辞典編纂会編『新編西洋史辞典』、7版、1990、の「治安判事」の項の比較的客観的な次の叙述を参考にされたい。「イギリスに独特の地方官の名称。……彼らの任命は、地方土着のジェントリーのうちから大法官によって行われ、しかも無給の名誉職であった。それゆえに中央による治安判事の掌握は必ずしも十分なものではなく彼らの自発的協力に依存するところ大であったが、同時にジェントリーにとってもこの名誉職を簡単に手放したくなく（1年ごとの更新が原則）、そこから彼らのまじめな勤務ぶりを期待できた。……1884年と94年の地方政治法が通過するまで中央と地方をつなぐパイプとしてとどまり、また地方自治を守る役も果たした。……。」
- (5) 拙著『中世イギリスの地方行政』、初版1968年、増補版1994年、所収第一篇（初出は1963年）。
- (6) 拙論「名望家支配の典型としての治安判事制」、上掲拙著増補版、541頁。

説『ジョウゼフ・アンドルーズ』The History of the Adventures of Joseph Andrews and his Friend Mr. Abraham Adams, 1742、及び代表作とされる『トム・ジョウンズ』The History of Tom Jones a Foundling, 1749を一読すれば瞭然である。フィールディングは、1740年にインズ・オヴ・コート Inns of court の一つであるミドル・テンプル Middle Temple で法廷弁護士 Barrister 資格を得ているだけでなく、後者の著作の前の1748年にウェストミンスターの、翌1749年にはミドルセクス州全体の治安判事に任命されている（死去の直前の1754年に辞任）だけに、単に一般市民としての治安判事についての理解・評価以上の重みのある論評であると言えよう。

引用したい箇所はいくつもあるが、ここでは、治安判事が教養も法的素養もない素人であったことを戯画化したと思われる例の一つだけ拾い出して参考に供したい。本稿のテーマである治安判事の書記にも関係しているからである。『ジョウゼフ・アンドルーズ』の中で主人公ジョウゼフが他人の畑の中の小道を歩きながら小刀で榛の小枝を切り取り恋人のファニーに与えたという事件で、「書記」<sup>(7)</sup>の不在のため治安判事自らが作った文言も綴りも滅茶苦茶な証言録取書 deposition<sup>(8)</sup>に基づき主人公を窃盗の罪で1カ月の拘禁及びその前に鞭打ちの体刑を科そうとしたが、判事の知人で主人公の姉の夫である地主が介入し、そのまま地主預けとなったエピソードである（実は、主人公と恋人を村から追い出したい地主の伯母の要望に従っての判断であった）。より具体的に理解してもらうべく念のためその証言録取書の原文と朱牟田夏雄訳を次に掲げる<sup>(9)</sup>。

- 
- (7) なお、この書記は、原文で“his clerk”とあるので、本稿で主として扱う治安書記 clerk of the peace ではなく、本文後述の治安判事のいわば私的な判事書記 justice's clerk であったと思われる。
- (8) 後出の邦訳では「供述書」であり、以下の引用に限ってはそのままにしたが、訳語としては証言録取書が望ましいので、本稿の他の箇所では「証言録取書」とする。
- (9) Henry Fielding, The History of the Adventures of Joseph Andrews and his

*The deposition of James Scout, layer, and Thomas Trotter,  
yeoman, taken before me, one of his magesty's justasses  
of the piece for Zumeresetshire.*

“THESE deponants saith, and first Thomas Trotter for himself saith, that on the        of this instant October being Sabbath-day, between the ours of 2 and 4 in the afternoon, he zeed Joseph Andrews and Francis Goodwill walk akross a certane felde belonging to layer Scout, and out of the pass which ledes thru the said felde, and there he zede Joseph Andrews with a nife cut one hasel-twig, of the value, as he believes, of 3 half-pence, or thereabouts; and he saith that the said Francis Goodwill was likewise walking on the grass out of the said path in the said felde, and did receive and karry in her hand the said twig, and so was comfarting, eading, and abating to the said Joseph therein. And the said James Scout for himself says, that he verily believes the said twig to be his own proper twig,” &c.

便ゴ士じえいむず・すかうと並ビニ自作農とます・とろったー共術書  
ずーませつとしゃ州台安半事調べ

正人ノ言ニヨレバ、第一とます・とろったーノ正言ニ曰ク、今月十月×日、安息日、午後二寺ト四寺トノ間ニ、彼ハじょうぜふ・あんどるーずトふらんしす・ぐっどういるノ兩人ガすかうと便ゴ士諸有ノ畠ヲ横ギリ、上術ノ畠ノ中ヲ走ル一本ノ小道ヨリ出テ来ルノヲ目ゲキシタ。然ルトコロ、正人ハじょうぜふ・あんどるーずガ小刀ヲ持ッテ一本ノ秦ノ木ノ小枝ヲ切ダンスル

---

friend Mr. Abraham Adams, *The Works of Henry Fielding, Esq.* by Leslie Stephen, vol. IV, 1882, p. 287; 邦訳：フィールディング著、朱牟田夏雄訳『ジョウゼフ・アンドルーズ』、岩波文庫版、2009、下巻、195頁。

ノヲ目ゲキシタ。ソノ賈各ハ彼ノ信ズルトコロニヨレバ三半ペニー内外トホモワレル。次ギニ彼ノ言ニヨレバ上術ノふらんしす・ぐっどういるモ草ノ上ヲ歩イテ、上術ノ畠ノ上術ノ小道カラ出テ来テ、上術ノ小枝ヲ受ケトツテ手ニ持チ、笑イ興ジタリ、イン食シタリ、上術ノじょうぜふニモタレカカッタリセリ。上術ノじえいむず・すかうとの正言ニヨレバ、上術ノ小枝ハ正シク彼の諸有ニカカワル真違ナキ小枝ナリ、云々<sup>うんぬん</sup>

ここには、治安判事の中には法的素養どころか自らの職治安判事やその管轄州名の書き間違いなど読み書き能力さえ怪しかった者もいたという、治安判事に対する当時の市民の一般的評価が、フィールディングの筆を通して示されていることが明らかであろう。

現時点においても上述の拙論の基本論旨を変えるだけの理由を有していない。しかしなお、当初から疑問に思っていたことはいまだ持ち続けている。それは、特に「絶対王政」期と言われる15世紀末から17世紀半ばまでのイングランドにおいてウェーバーが描いたような「名望家支配」が現実に機能し、「絶対王政」を支えることができたのであろうか、できたとすればどうしてであろうかということである<sup>(10)</sup>。こうした疑問があったからこそ、上記拙論においても第二章第四節で「治安判事職の監督」の節を作り、中央政府からの監督面を特に調べてみたのであり、その末尾で「治安判事と国王評議会との関係が、今後の大きな課題として残されてはいる」旨を述べたのであった<sup>(11)</sup>。

しかしこの課題はいまだに残されたままである。絶対王政期の筆者の治安判事制研究がいまだ果たされていない故であるし、特に中央政府の中心的位置を占めていたと思われるこの時代の国王評議会即ち枢密院 Privy Council

(10) この関連で上掲の注(4)での『新編西洋史辞典』の説明をも参照されたい。

(11) 上掲拙著78頁。

と治安判事の関係・その監督の実態は、目立った大問題の僅かな場合を除き、日常的・恒常的制度としては現実にもほとんど機能していなかったと思われるし、管見の限りでは学界全体も又その研究を怠っているように思える故である。本稿もその課題に正面から答えるものではないが、一つだけ全く別の側面から参考になりうるのではないかとと思われる小さな事実を付け加えておこうと願ったものである。即ち、法曹であることが資格要件になっていない治安判事が、上述したような少なくとも刑事裁判面では根幹になるような権限を行使し、かつ日常的な行政・警察面でも重大な役割を担ったわけであるが、王国全体のそれまでとは比較にならぬ程統一的な統治を狙い果たしていたと思われる絶対王政期に十分機能できたのであろうか、できたとしたら何故であろうかという問題である。絶対王政期はこれらに関してはそれまでの時代を画する程に多くの法律を議会を用い作成し、又多くの命令をその中央政府の中樞であったと思われる枢密院を用い発布していたことは知られている。しかしそうであるとするならば、その法律・命令は、法曹であることを資格要件とされていない「素人」の治安判事はいかにして理解し実施していたのかという問題である。前掲拙著でも触れたホワイ T. A. B. White の書名にもある「国王の命令による自治」Self-Government at the King's Command, 1933 の実態を今少し具体的制度史として捉え、イギリス型地方行政の特徴解明の一助にしたいと願ったわけである。治安判事は本当に法的素養を欠いていたのであろうか。仮に多くの治安判事が法的素養に不安があったとしても、その不足を補う何らかの制度なり人的仕組みもなかったのであろうか。

筆者はその後研究テーマ・研究対象時代を移したが、その一つがコモン・ロー法曹教育史であった。その中で、筆者は16・17世紀の絶対王政期のコモン・ロー法曹教育の中心機関であったインズ・オヴ・コートにつきかなり時間を割いて学んだ。その結果、当時インズにはジェントリーの子弟が多数

入学し、しかも一人前のコモン・ロー法曹の資格である法廷弁護士 barrister-at-law 資格を取らずにインズを出て行くという事実、否むしる最初から資格を取るための何年間かの勉学をするつもりもなかったのではないかと思われる者が極めて多く入学していたという事実を指摘した<sup>(12)</sup>。彼らこそ、血の気の多い青年時代を首都ロンドンにあるインズに入り、同身分の者達と寝食を共にしての交友と、法曹としてだけでなく政界においても功成り遂げたインズの先輩やその友人との接触を通じ、広い教養を得ること、さらに訴訟の時代とも呼びうる程訴訟の急増したこの時期に独り立ちした後の所領経営を始めとする日常生活を送る際の法的知識を得ること、特に自らの階層を中心にして選ばれ当時の地方行政・司法の根幹であった「テューダー王朝の雑役婦」たる素人裁判官治安判事に選ばれるための準備としての初歩的な法知識を取得しておくことを願ってインズに入学した者達である。そうだとすると、当時の治安判事の出自母体であるジェントリーの中には、法曹ではないにしても基礎的法的素養は有していた者がかなりいたと言うことができるはずである。当時のインズ入学要件の一つは、その予備学校とも言えるインズ・オヴ・チャンセリ Inns of Chancery で少なくとも一年間法学の基礎教育を受けることであったという事実を知るだけでも、この点を納得できるであろう。しかしなお、フィールディングが描いたような教養・法的素養のない治安判事という一般的評価が生まれていたのであり、これが当時の人々の一般的見方であったのであろう。

筆者がいま一つ考えたことは、治安判事の補佐官を通じての治安判事の法技術面での補佐及び中央からの間接的監督である。筆者自身も十分に扱いきれていなかった治安判事の下僚たる書記の存在及び役割である<sup>(13)</sup>。治安判

(12) 拙論「インズ・オヴ・コートとその法曹教育の衰退—イングランドにおける法曹教育小史—」、『法学』、80巻2号、2016年、143頁以下を参照。

(13) なお、下僚たる書記については、ウェーバーも別の観点からではあるが、言及



事の書記には2種あった。一つは州全体の治安判事全員の書記として一名のいわば公的な治安書記 Clerk of the Peace であり、他は個々の治安判事の私的なものとも言うべき治安判事書記 justice's clerk である。本稿では後者は前者と区別して判事書記と呼ぶことにしよう。

本稿は特に前者について、イングランド南西部のサマセット州というたった一つの州の、しかも主としてイングランド革命で斬首されたチャールズ一世期（在位 1625-49 年）という短期間についての例にすぎないが、かなり詳細な史料に基づく実証研究が、その後米国でのこの時代のイギリスの歴史研究の碩学となったバーズ Thomas G. Barnes の若き日になされたものを<sup>(14)</sup>、上述した筆者自身の観点から紹介する形で描いてみようとする試みである。管見の限りではこの研究は、地方史研究誌の臨時号に発表された故もあり、我国ではほとんど知られていないと思うからである。

上述した治安判事に2種の書記のうち前者の治安書記については、治安判事制の初期について決定的研究を残したパトナム B. H. Putnam によれば、最初の証拠は 1351 年の治安判事制成立にとって重要な労働者法 Statute of Labourers 上にあるが、治安判事と労働者判事 justice of labourers との並存期（1352-59 年）には証拠はなく、多分個々の判事書記が活動していたのであろうと推測している。1351 年以後の最初の公的証拠は、両判事が統合された後の 1380 年に治安判事の宣誓の中で治安書記に言及していることである<sup>(15)</sup>。丁度この頃に明確化して来る後の記録保管者 Custos Rotulorum の

---

している。上掲世良訳『支配の社会学 I』、268 頁。

- (14) T. G. Barnes, *The Clerk of the Peace in Caroline Somerset*, Department of English Local History, Leicester University, Occasional Papers, No. 14, 1961. バーズは、この研究の公表年と同年に、大著 *Somerset 1625-1640: A County's Government during the "Personal Rule"*, 1961 をも公刊している。憶測するに、本研究はこの大著の副産物であったのであろう。この大著の中でもバーズは、本研究を引用・要約しながら、治安判事制の中での治安書記の役割を、簡潔ながら極めて高く評価している。See *ibid.*, esp. pp. 73-76.

成立過程と並行しているように思える<sup>(16)</sup>。後に 1545 年法で最終的に確認されるように<sup>(17)</sup>、記録保管者が治安書記の選任権者である故に、この点は極めて興味深い。もっとも記録保管者の前身とも考えられる首席判事 *capitalis iudiciarius* に選任されていた可能性もあるが<sup>(18)</sup>。

他方後者の判事書記は私的なものであり、したがって地方差だけでなく個々の書記ごとに大きな差がありうると考えられるので、一般化しにくいし、それだけにその制度研究は皆無かと思われるので、治安書記との対比のための言及に留め本稿の直接的対象から外して考えたい。

次に、バーンズの研究の基礎にもなっている治安書記関係の史料について述べておこう。

サマセット州に関しては二つの大きなそれもほぼ完全な形でジェームズ一世期（在位 1603-25 年）から残存している史料がある。一つは、四季裁判所命令控え帳 *order books of the court of quarter sessions* で 1613 年のものから若干欠けてはいるが 1891 年のものまで残っている。その内容は四季裁判所の行政上の命令集で、居酒屋・橋梁、行商人・担ぎ屋の許可、陪審員名簿、審理に付された被告人事件表 *calendar of prisoners* 及び被告人の証言録取書、一般人たる略式起訴者 *common informer* の略式起訴状 *information*、ホスピタル及び傷病兵救援金の二つの治安判事管理常置基金の会計担当者から提出された要約書など種々の事項についての四季裁判所の行政上の命令が含まれている。これら書類は、治安書記及びその下僚が法廷で用意した文案

---

(15) B.H.Putnam, *Proceedings before the Justices of the Peace in the Fourteenth and Fifteenth Centuries, Edward III to Richard III*, 1938, pp. xci f.

(16) 上掲拙著で翻訳した 1380 年の治安判事任命書の第九項が後の記録保管者の指名条項と考えられることについては、拙著 34 頁及び同注(4)を参照。

(17) 37 Hen. VIII, c. 1. なお、バトナムは上掲書、p. xcii, n. 3 でこの法律を c. 2 としているが、c. 1 の誤記と思われる。

(18) Putnam, *op. cit.*, p. lxxxv 及び前掲の Barnes, *The Clerk of the Peace*, p. 16.

から書記が整理登録した正式文書で、その過程を除き書記が手を加える余地はほとんどない。いま一つは、四季裁判所録 session rolls で、僅かな正式書類を除き、治安判事の行政に関する文書のうち書記の手に入った乃至は書記が作成したもののすべての重要部分の抜粋で、書記役所用ファイルである。したがってこの裁判所記録には雑多で多方面にわたる大量の命令が含まれている。法廷外で判事により出された非嫡出子扶養料支払命令 *bastardy order* や犯罪者の尋問、略式起訴、大陪審の告発 *presentment*、申立書、雑多な誓約書 *recognizance*、権限授与書 *warrant* の写し、書記からその下僚への、あるいは四季裁判所司会判事から書記への走り書きのメモ、判事・弁護士・代訴人・略式起訴者・教区役人等から書記への、又彼らへの手紙の写し等々である。この裁判所録は量も多く又内容も雑多であるために、描写もできない程であるが、しかしそれは治安書記の活動範囲の広さを示しており、州行政についての書記の情報源を示している。さらには、書記が文書により詳細な情報を残して記憶を強化し又四季裁判所の正式記録を補強しようとしたことをも示している。したがってこの裁判所録は、書記が自らの責任をどう考えていたかを示す最良の史料にもなる(19)。

## II 治安書記の人的構成

まず初めに、本稿の主役の一人である治安書記エドワード・ワイクス Edward Wykes を中心にしてチャールズ一世期のサマセット州の治安書記の人的構成を見てみよう。ワイクスは 1611 年 21 歳で治安書記になった。父ニコラス Nicholas がその年に死去し、それを継いだ形であった(20)。翌年いま

---

(19) 以上、Barnes, *op. cit.*, pp. 5 ff. による。

(20) この父子間での治安書記職の継承について、ブルクス C. W. Brooks はその著 *Pettyfoggers and Vipers of the Commonwealth: The 'Lower Branch' of the*

一人の主役であるクリストファー・ブラウン Christopher Browne が共同書記になったが、これはワイクスが若年であった故と考えられている。この完全に満足のいく明らかに友好的な共同書記体制は、少なくとも 1637 年まで続く。しかしジェームズ一世の治世半ば頃から徐々にブラウンに重点が移って行った。ワイクスが法廷弁護士になるための準備及びその資格取得後の法廷弁護士稼業のためである。ワイクスは 1616/17 年にインズ・オヴ・チャンセリの一つライアンズ・イン Lyon's Inn からインズ・オヴ・コートの一つミドル・テンブルに入学し、1625 年には法廷弁護士資格を得ていたのである。それにもかかわらず先任の書記ワイクスはいつでも利用可能であり、1633 年の四季裁判所の最中にブラウンからの慌ただしい助力要請があったが、これはワイクスがいまだ職に積極的に携わっており、時折は法廷にも出席していたことを証明している。しかしついに遅くとも 1638 年夏にはワイクスは書記職をあきらめ、代わりにマシユ・ホプキンズ Matthew Hopkins がブラウンの下位の共同書記となった。ブラウンとホプキンズは共に代訴人 attorney であり、革命前最後の四季裁判所記録が残存している 1638/39 年の顕現日開廷期まで前と同様活動的であった。ブラウンは少なくとも 1641 年までは職に留まり、その直後に死去している<sup>(21)</sup>。

治安書記には一群の下僚がいた。下僚のトップには治安書記代理 deputy clerk of the peace がおり、1623 年から 27 年まではトマス・アランドル Thomas Arundell、その後任はワイクスの命によりブラウンにより代訴人口バート・チュート Robert Chute が選任され、少なくとも 1635 年まで勤め

---

Legal Profession in Early Modern England, 1986, p. 206 で、パトロネジ・官職推挙権あるいは売官制の存在を疑っている。30 年間以上同一家系が継承し、しかも後述のごとく治安書記の選任権者である記録保管者が、1614 年と 1619 年に交替しているにもかかわらずワイクス家が治安書記職を継承している故である。しかし著者自身背後の正確な事情は不明としているので、ここではこの指摘があったことのみを記すに留める。

(21) 以上、主として Barnes. op. cit., pp. 7 f. and p. 9, n. 2 による。

ている。1631年にブラウンがシェリフ補佐 *under-sheriff* に選任されたので、チュートは書記の日常業務を一人で処理していたと思われる。書記代理は書記不在時には書記職を代行していたのである。書記代理の下にはさらに一群の下僚がいたが、その職務分担は必ずしも明確に分化していたとは思われないが、いかなる業務に普段従事しているかによって僅かに分けられえた。その最上位にいたのは、正式起訴状 *indictment* を含む訴訟手続上の令状その他裁判所の法的書類の作成をした多数の書類作成書記である代訴人であった。1629年から少なくとも1635年まではこの職はラングポート・イーストオーヴァー *Langport Eastover* という町の書記トマス・トゥレヴィリアン *Thomas Trevillian* が占め、彼はその任期中の1631年—1635年の間は間違いなく共同治安書記ブラウンの兄弟のエドワード・ブラウン *Edward Browne* をその助手にしていたが、このエドワードは又その職の財務の責任者でもあった。これより前の時期には代訴人で繰り返しシェリフ補佐を勤めていたリチャード・マッグ *Richard Magge* が若干の書状を扱い、明らかに正式起訴状を作成した。さらに同様の機能を果たした3名の代訴人の名前がわかっているが、他にも裁判所の命令の記録・登録をすることが主任務の共同登録官が存したことは明らかである。その他どの位の数の書記下僚がいたかは確認できない。しかし四季裁判所記録の多彩な手跡からは一時的に書記役を果たした者が多くいたとの印象を得るが、これらの者は裁判所開廷期ごとに常に出席する代訴人や出廷義務のあった個々の治安判事の判事書記の中から選ばれたものと考えられる。治安書記の臨時の職員ということになる(22)。

治安書記及び比較的責任を持たされたその下僚達に要求された基礎的資格の一つは、ヘンリー八世第37年法律第1号にある通り「この王国の諸法」

---

(22) 以上、*ibid.*, pp. 8 f. による。

の知識を与えられていたことである<sup>(23)</sup>。治安書記は記録裁判所 court of record の裁判所記録保管義務を負っている者でありしかも複雑で極めて形式的な刑事法を司っている裁判所の書記として、その上司の治安判事以上の法的知識を有していなければならなかったのである。治安判事はインズ・オヴ・コートでの1・2年以上法学教育を受けた者は僅かしかいなかったからである。治安書記に求められていた法的知識がいかなる方法で得られねばならないかは格別規定されていなかったし、特に重要であったわけでもない。しかし上述の所から明らかなごとくワイクスは法廷弁護士資格を得たし、書記在任中に法廷弁護士実務をこなしていた。又上述のごとくブラウンとホプキンズも代訴人であったし、特に前者はその実務にかなりの経験を有していた。書記代理チュートも又同様であった。文書を作成した下僚も同じく代訴人であった。地方の代訴人が持ち得た法的知識は軽視すべきではない。知識はアサイズ裁判や四季裁判所での日々の無秩序な個別事件の処理の中でも取得されたし、さらに例えば版を重ねた人民訴訟裁判所裁判官 judge of the Court of Common Pleas のウィリアム・スタンフォード William Staunforde (1509-1558年) 著の『国王の訴訟』Les Plees del Coron (1557年)などの書籍で補われたのであろう。治安書記等これらの人々はその職務に必要なすべてを知っていたと言えよう<sup>(24)</sup>。

次に、治安書記の社会的出自を調べてみよう。ジェントリー層を中心にしてきた上司治安判事との関係を知る上に重要と思えるからである。

まず本稿の中心人物の一人ワイクスは、サマセット州のそれなりではあったが確立した家系の出で、父は紋章資格を有していたし、自らもイスクワイヤー esquire と称していた。法廷弁護士として又かなりの裕福さの故に多くの治安判事と同等の、若干の判事以上に判事に成りうる資格を有していたと

---

(23) 37 Hen. VIII, c. 1.

(24) 以上、Barnes, op. cit., p. 9による。

言えよう。ウェルズ Wells に邸宅を有していたが、1618年にはさらに小荘園と家屋敷を加え、自らはジェントルマンと称していた。又自らより大部分は高身分の他の9名の者と共に1619年に死去した前財務府監査官 auditor of the Exchequer ヒュー・セクセイ Hugh Sexey の所領の封譲受人の一人になり、その事務能力と法実務経験は他の封譲受人に極めて有益でその遺産管理を指導したと思われる。さらに彼は1630年代までに破産委員会 commission of bankruptcy と公益ユース委員会 commission of charitable uses への選任などを通して大部分が上司治安判事達によって占められていた州社会の中心部にまで達していたと思われる。前述したように遅くとも1638年には治安書記を辞任し、その後彼はウェルズの市裁判官 recorder となり、1644年に54歳で死去した。他方、ワイクスの共同書記でありその後任となったクリストファ・ブラウンは社会的にはやや劣っていた。その家系がワイクスよりやや劣り、しかも代訴人にすぎなかった故に、法廷弁護士が得たものよりは出発点での社会的優位さを有していなかった故である。しかしなお彼は裕福な二流ジェントルマンとしてウェスト・コウカー West Coker にある良い家に住み、上司の幾多の治安判事から慣例上敬意をこめて「いとこ」cousin という敬称をつけて呼ばれていたし、現に治安判事の少なくとも一人とは姻戚関係にあった。しかしなお社会的にはワイクスよりはやや劣り、上司治安判事の一段階だけ下の階層にあった人物と考えてよいであろう<sup>(25)</sup>。

代訴人であったその他の下僚達は、家系にかかわらず金銭的にも能力の点でも一般の人々の尊敬を受けるのに十分なものを有していた。例えば治安書記代理であったロバート・チュートは、ある訴訟事件記録の中でジェントルマンという肩書を付されていたし、又書類作成書記であったトマス・トゥレヴィリアンは1625/26年の強制的貸借金 forced loan の査定で下級ジェント

---

(25) 以上、ibid., pp. 9 ff. による。

ルマンの標準額と同額に査定されていた。さらに、上述した所では触れなかったが、1630年代半ばに同じ書類作成書記であったジョージ・ブランチフラワー George Blanchflower という人物は1636/37年にイスクワイヤーの肩書で財務府のある特別委員に選任された記録が残っている。要するに、これら下僚は決して州レベルでの支配者には属していなかったし、又そのジェントルマン等という肩書にどれ程の信用が置けるかは別として、一般の州住民の上に立つ人物であったことだけは明らかであろう<sup>(26)</sup>。

ついでながら、他に適当な場所が見当たらないので、省略すると既述した、治安書記とは区別される（治安）判事書記について参考のため一言触れておこう。前述したが、この判事書記は個々の判事の私的なものと言うべきものであった故に不明な点が多い。バーンズによれば1625-1640年のサマセット州で多数の州内居住の治安判事がいたが、そのほとんどが法廷外の職務執行のため1名の書記を有していた。しかしその中の22名しかその名前を確認できない。その22名は一人としてインズ・オヴ・コートの入學記録上では確認できないであろうし、又代訴人でもなかった。治安判事の多種で多数の書類作成義務のある法廷外の職務に関しては、この判事書記が判事を補助しており、したがって又それに必要な法的基礎知識を有していたはずである。この書記は判事自身により選任され、判事個人の所領事務を担当した私的書記であり、多くは判事の家に住んでいたと思われる。氏名が判明している判事書記の一人は確実に自らもジェントリー層に属して囲い込みに関する財務府特別委員に選任されたことがある者もいたし、ダンスタン Dunstan 城に住み20年以上2代にわたって治安判事に勤勉に仕えた者もいる。しかしこれらは判事書記の典型ではなかったであろう。判事書記の職務にも触れておこう。判事書記の職務は、上述したフィールディングの『ジョウゼフ・

---

(26) 以上、ibid., p. 10による。



アンドリュウズ』からの引用部分からも推測できるように、犯罪者の尋問書、証人の証言録取書、非嫡出子扶養料支払命令、居酒屋・良き振る舞い・出頭等のための誓約書、各種証明書の作成、上司治安判事の財務・日常の通信業務、上司治安判事の自身の出廷の有無にかかわらず法廷への出席などがあった。四季裁判所の行政上の仕事が益々法廷外での単独ないしは複数の治安判事権限に委譲されつつあった時代に、治安判事の審理・決定・証明の仕事が増え、それにつれ判事書記の仕事も増える一方であった。判事書記の地位は負担も責任も重い、普通以上の知性を要求するものであった<sup>(27)</sup>。

治安書記に戻ろう。

### Ⅲ 治安書記の起源・選任・任期

治安書記の起源については、1351年と1380年に公的記録が残り出したことについては上述したが、その職が確立した14世紀末遅くとも15世紀初めまでには治安書記は責任ある地位になっており、1418年と1419年の二年にわたって続けてウスターシャーの治安書記になった記録のあるリチャード・オウゼニ Richard Oseney 及びジョン・フォーデイ John Forthey というウスター市の有力市民は、前者は同市のベイリフ bailiff、後者は同市のエスチーター escheator を、しかも共に同市代表の庶民院議員を勤めている<sup>(28)</sup>。

治安書記の選任及び任期は、1545年に最終的にヘンリー八世の最後の議会制定法で唯一記録保管者にその権限を与えている。同法は、最近学問もなく又知識・学識の欠如の故に不適でかつ能力を欠く種々の人々が「尽力・親交・資力」Labour, Friendship and Means を用いて国王の開封勅許状 let-

---

(27) 以上、ibid., pp. 11 f. による。

(28) B. H. Putnam, *Early Treatises on the Justice of the Peace*, 1924, p. 66, and p. 66, n. 9 and 12.

ters patents でもって生涯の間という任期で治安書記職を得ていることを理由に、記録保管者が治安書記の唯一の選任権者であることと、それ故に又治安書記の任期は記録保管者の任期終了までとすることが定められた<sup>(29)</sup>。しかしなお、同法以前も長くこの選任・任期はこの法の規定のように行われていたのであろう<sup>(30)</sup>。同法の制定理由の一つは、上記規定の後の方に書かれていることから推察できるように、1536年のユース法 Statute of Uses (27 Hen. VIII, c. 10) に実効力を持たせるために制定されたと思われる 1536年の登録法 Statute of Enrollments (27 Hen. VIII, c. 16) の下での土地の売買登録を有能でかつ在地の活動的な治安書記を用いて行うことにあったと思われる。しかし同時に、多忙な中央の役人に生涯の間の任期で開封勅許状で複数の治安書記職を与えていた当時の弊風を改めんとする目的もあったと推察される。当然のことながらこのような場合には治安書記は代理を用いざるをえず<sup>(31)</sup>、その代理についても「王国の法の知識を有している資格のある」ことが求められているし、代理も又記録保管者により有資格でありかつ有能であると認められねばならないと定められているからである<sup>(32)</sup>。

記録保管者は四季裁判所の名目上の司会者であり、同時にその記録保管責任者でもあり、通例その地区での抜群の権力者が任命されていたので、司会、記録保管はその代理に委ねられ、特に記録保管は治安書記が通常果たし

(29) 37 Hen. VIII, c. 1.

(30) William Lambarde, *Eirenarcha, or the Justice of the Peace*, 1602, pp. 377 f.

(31) 例えば御璽庁 signet office の書記であったレピングヘイル Repynghale は 1448 年に生涯の間の任期で広大なリンカンシャー 3 つの地区のすべてにつき治安書記に開封勅許状で任命されたが、そのほとんど同時期に開催されるはずの 3 つの四季裁判所すべてで中央の役人である彼自身が出席し、書記の任務を果たすことは事実上無理であろう。現にリンゼイ地区ではダフェルド Duffeld という代理を用いていたことが明らかである。Barnes, *op. cit.*, pp. 17 f. 同時に *ibid.*, p. 13 も参照。

(32) 以上、主として *ibid.*, pp. 13 ff. による。

ていた<sup>(33)</sup>。

それでは治安書記は誰に対して責任を負うことになっていたのであろうか。治安書記が四季裁判所の事実上の記録保管者であることから当然に、書記は上司であり選任権者であった記録保管者に責任を負っていたことは間違いない。現に、ハンプシャーで1578年に新任された治安書記に対する記録保管者からの詳細な指示書が残存しているが、それによれば四季裁判所の記録保管の責任者としての義務を十全に果たすべきことと、それがなされぬ場合には書記職を失う旨の記録保管者の意思が明示されている。記録保管者の不興を買えば書記はその職に留まらなかったのである。記録保管者が書記を解職した後に書記がなお記録類を保管し続ければ、大法官府 Chancery に記録引渡令状 writ de recordis deliberandis を求め手に入れることにより取り戻すことができた。しかしなお、治安書記は、記録裁判所書記としては記録保管者一人に対してだけでなく治安判事全体に対する職責を有していたのであるが、その職責の範囲を確定することは難しく、ましてやその法的根拠を明確にすることは一層困難である。1503年にインズ・オヴ・コートの一つイナ・テンブル Inner Temple での講演 Reading で、トマス・マーロウ Thomas Marowe は、治安書記は唯独り記録保管者の書記であり、四季裁判所で懈怠を犯した場合であっても治安判事は治安書記を罰することができないと述べている。ほぼ1世紀後にラムバード William Lambarde はこれに明示的に反対し、リチャード二世第12年法律第10号を根拠に、治安書記は第一義的に四季裁判所の書記であり、単なる記録保管者の書記ではないと述べている<sup>(34)</sup>。ラムバードの1602年の初版の時代までに治安判事は議会制定法

---

(33) Ibid., p. 15, n. 4, 及び上掲拙著 34 頁以下、111 頁注 4 参照。

(34) Lambarde, op. cit., p. 377. 同法では治安書記は leur clerke と表記され複数形の治安判事達の単数形の書記であることが示され、治安書記が集団としての治安判事の書記であることが明記されているのが、根拠だとするのである。

により次々と新任務を与えられ、それに対応して治安書記は治安判事としての価値が増大し、集団としての治安判事に益々密着するようになった故に、リチャード二世法を基礎にしたラムバードの言うことが十分根拠を持つようになって来たのであろうと、バーンズは考えている。いずれにせよ、バーンズが扱った当時のサマセット州ではワイクス、ブラウン、ホプキンスといった治安書記はまず第一に集団としての治安判事に対して忠実でありかつ責任を負っていたと思われるし、任免権を独占していたにもかかわらず記録保管者は集団としての治安判事が受け入れない治安書記を指名し職に留まらずことはとてもできなかったと思われる。現実には同州の記録保管者自身1630年代半ばまで四季裁判所司会者としての職務は代理に任せ、したがって治安書記は記録保管者がいなかったかのように集団としての治安判事に仕えていたのであろう<sup>(35)</sup>。

#### IV 治安書記の職務

治安書記の選任について最終的に決定したと上述したヘンリー八世最後の議会での1545年法は、同時に治安書記の二つの基本的機能についても又定めている<sup>(36)</sup>。州の記録の保管役と四季裁判所の書記役であった。これはその後も存続している。前者の仕事は容易に推測できると思われるので、ここでは後者につき一、二述べておきたい。一つは治安書記が四季裁判所の日程を決め、その仕事をいついかに処理されるべきかを決めていたということである。この権限は、治安判事がすべての事件の審理日程等に強い関心を持っていたわけではないと思われるので、治安書記にとってはかなりの幅の自由

---

(35) 以上、主として Barnes, op. cit., pp. 18 f. による。

(36) 37 Hen. VIII, c. 1.

を有することになり、これが又書記の権限乱用・腐敗の原因となりえた<sup>(37)</sup>。

四季裁判所が開廷されると裁判長から大陪審 grand jury 及びハンドレッド陪審 hundred jury への長々しい説示が行われる。治安書記は開廷前に既に判事書記や被告人の尋問や証人の証言録取を行ったり立ち合った者から情報を得ており、これらを基礎に通例は自らの下僚により準備されてあった正式起訴状を作り、大陪審に提出した。多分書記代理が常時臨席している大陪審の審理中は、書記は法廷の一部で、ハンドレッド陪審から提起された軽罪・要修理の道路などの雑事、さらには略式起訴者からの起訴などのメモを取る。又正式起訴された被告人が未逮捕である場合の逮捕状の発行、あるいは略式起訴された者やハンドレッド陪審により告発された者の召喚状の発行もする。書記は又正式起訴された被告人を罪状認否手続に付す。刑事事件の審理中は、書記及びその下僚は判事席の下に席を占め、被告人事件表に各事件の処分決定や判決をメモする。判事は法律問題で異例なことが生じたり裁判所記録が疑われたりした場合を除きためらうことなく事件表を迅速に処理したと思う。審理事項以外の多くの仕事が残っているからである。いずれにせよ治安書記の知識は治安判事のものを上回っており貴重であった。その刑事法に対する、さらには近時制定法で定められた膨大な量の軽罪について持ち合わせている知識は、四季裁判所司会者及び通例出席していた一・二名の法廷弁護士資格を持った治安判事の法的能力をも補強したはずであった。しかも裁判所記録及びそれをどう作成するかに関しては、治安書記が決定権を有した。それは書記の記録だったのである。司会者が判決を言い渡している時には、書記の下僚が処罰のための最終手続上の令状を作成し始めている<sup>(38)</sup>。

四季裁判所の3日目ないしは4日目の終わりに行政上の事項についての職

---

(37) Barnes, op. cit., p. 30, n. 3 にその具体例が載っている。

(38) 以上、ibid., pp. 20 f. による。

務が果たされるが、治安書記の仕事は最も重くなる。その事項とは、救貧法 *poor laws* の執行、公道・橋梁修繕法の執行、行商人の認可等々があったが、全スタッフが動員され、行政審問・命令のための書類業務が殺到する。四季裁判所開廷前から書記は判事宛の不満や救済を求める訴えを受理し始めているが、これらを法廷に提出し、その大部分が書記の下僚により文面が作成される裁判所命令となる。過去の四季裁判所から当該判事に委ねられていた事項の審理証明書も開廷前に判事書記から届けられており、それらに効力を与える裁判所命令も求められた。それらの作成書記は治安書記と同席し、司会者により言い渡される裁判所決定として、事件の摘要を作った後に、正規の形式に整える。これらの文書案は閉廷後に司会者と共に治安書記ないしはその代理により見直され、方式通り正確でかつ裁判所の意思を有効に表現しているかが確認され、治安書記の登録官により裁判所命令控え帳に登録され、同裁判所の最終的な正式の記録 *record* となる。判事らは帰途につき、四季裁判所に集まった人々・役人も解散した後でも、治安書記はなお権限授与書や訴訟手続上の令状などを作成せねばならなかった。書記の法廷での最後の仕事はそこで科した罰金の裁判所記録抄本を作成することで、菌型捺印証書 *indenture* の形で財務府とシェリフに提出するためであった<sup>(39)</sup>。

以上は、治安書記が四季裁判所の書記として負っていた行政上の任務であったが、治安書記は同時に州における国王の統治の大部分についても治安判事が負っていた職責をその下僚群を駆使して果たした事務総長とでも言うべき存在でもあった。この職責は、テューダー王朝が治安判事を州内の治安維持を始めとするその他の王政の執行のための最も便利な手先とみなし、多くの制定法でその職務を増加増大した故である。テューダー王朝期に、治安判事は第一義的に裁判官であったものから中央政府の社会・政治的法規定の執

---

(39) 以上、*ibid.*, pp., 21 f. による

行官として徐々に移行しつつあったと考えられる。このため治安判事はかつて地方での第一の役職であったシェリフをしのぎ、さらには新設の統監 lord lieutenant さえも及びえない程であったとも言える。というのも、統監の副官は主としてその地方の治安判事が務めたからである。しかしその治安判事の総体を支えたのが治安書記だったというわけである。しかも治安書記は自らの下僚だけでなく、法廷外の治安判事の職務についての書記役を果たしていたとも言える個々の治安判事の書記に対しても、なお判事書記の手数料の操作を通じて監督することはできたので、地方の統治の全体を把握していたとさえ言えそうである。勿論彼らは直接には主人たる治安判事個人の下僚であった故に、治安書記の下僚のように直接選任・免職さらにはその手数料収入減額等は許されなかったのではあるが。判事書記の手数料収入の大半は、四季裁判所出頭・良き振る舞い等のための誓約書作成事務から得られるのであり、しかもその誓約書はしばしば治安書記が法廷で判事書記を介して治安官 constable に発した逮捕令状から生ずるものであり、どの判事書記にこの職務を与えるかは治安書記の裁量による所があったからである（ただし通例は、被逮捕者の近隣の判事書記に与えられはしたが<sup>(40)</sup>）。

下僚や判事書記に対して高い地位を占めていただけではなく、治安書記は上司に当たる治安判事に対してさえも独自性の強い職務を果たすことによって欠くべからざる地位を占めていた。書記のかんりの社会的地位が両者の共働の基礎になっていたのであろう。例えば四季裁判所が書記に対し重要事項に関してほとんどないしは全く監督なしで行動することを許している場合が多く見られることなどから推測できる。特に法廷で科された罰金の徴収明細を治安判事に説明せずに書記が作成することなどは書記の不正の原因になりかねない重大問題であり、ランバアドの著作にも「治安書記の、手中にしつ

---

(40) 以上、ibid., pp.22 ff. による。

かりつかんだ雀の生殺与奪の権」 the power of the Clarke of the Peace to save or slay …… the Sparrow that he holdeth closed in his hand と特記され、判事に注意を促している<sup>(41)</sup>。さらに、治安書記は四季裁判所に出席できない治安判事の代わりにその意向を法廷に伝え代弁した。例えば当事者の一方を評価している旨を率直に述べていることや、老人の出廷をその自宅近辺での開廷の時まで先送りすることを求めることなどの実例がある。治安判事は書記をいつでも利用可能な便利で信頼できる手段とみなしていたのである。治安書記はさらに州の治安判事と州内で独自の治安判事を有していた都市や別の州の治安判事との主たる連絡機関でもあった。治安判事は異動が多かったが、治安書記は比較的恒常的であった故に、双方の地域の書記の存在が重要な意味を持っていた故である<sup>(42)</sup>。

年2回中央のコモン・ロー裁判所裁判官を含むアサイズ裁判官 justices of assize が州を訪れ、そこには全治安判事が出席の義務を負っているアサイズ裁判 assize が開かれる。そこで四季裁判所では審理できない重大な重罪事件の尋問が提出され、アサイズ裁判官からの諭示を聴く。治安書記も勿論出席することになる。書記はシェリフを介して被告人事件表等を手交すると共に、治安判事・コロナー coroner・ベイリフその他の州の役人のリストを作成し、これもシェリフを介してアサイズ裁判書記 clerk of assize に渡す。出席の有無を調べるためである。アサイズ裁判が行政事務に移ると、治安書記は四季裁判所の記録に関する治安判事の公的記憶としての役割を果たす。又治安判事にとって将来参考になると思われる重要な議論のメモを取ることになる。さらに四季裁判所が考慮せねばならない事項についてのアサイズ裁判での命令の写しも保管されたことであろう。要するに、アサイズ裁判が地方統治にとってどれほど重要であったか、又治安判事はどんな間違い・見落

(41) Lambarde, op. cit., p. 548.

(42) 以上、主として Barnes, op. cit., pp. 24 ff. による。



としてもアサイズで責任を問われた場合にはいかに弱い立場に立たされたかが理解できれば、治安書記の出席がいかに重要であったかを想像することができるはずである<sup>(43)</sup>。

次に治安書記と中央政府とりわけ当時その中心にあったと思われる枢密院との関係を見よう。治安書記こそが枢密院による中央統治・政策の趣旨と意図とを各地方の治安判事に確実に伝達するパイプ役だったのではないかと想像されるからである。しかし予想に反し、枢密院は治安判事と直接に接触を持ち、必ずしも治安書記を介しての接触はそう緊密ではなかった。枢密院は寝所部 Chamber の使者により直接治安判事の自宅に文書を届け、治安判事を絶えず厳しく監視していることを鋭く想起させ、その管理の細部にまで責任を負わせることを繰り返し警告している。枢密院は各州の治安判事の名簿を備え、極めて細かなことまで指示していたのである。しかしにもかかわらず、枢密院が治安書記の重要性を認識していなかったわけではない。かの五騎士事件 Five Knights' Case で悪名高い 1627 年の強制的貸借金の徴収が思うように行かず枢密院が大慌ての努力の最中に異例なことが生じた。治安判事の活動ぶりについての報告を聞き出そうとして国中のすべての治安書記が召集されたのである。その数カ月前に多くの枢密院議員が全州に赴き、治安判事に圧力をかけて強まりつつある反対を押さえつけようとした。強制的貸借金の徴収官は別個の特別委員の役人であったが、実際は治安判事であったのである。ところが、我々が扱っているサマセット州の治安書記ワイクスが 1627 年 1 月のバース Bath でのこの面談に 3 人の治安判事と共に出席した記録が残っている。ここでは明らかに治安書記を治安判事の活動についての情報源として用いようとしていることが明らかであるように思われる。治安書記は治安判事職の目であり耳であり、治安判事職の管理機構の唯一の専門職

---

(43) 以上、ibid., pp. 26 ff. による。

として全州の統治に及ぼす治安判事の影響力を把握できる唯一の機関であった。さらに、個々の治安判事の注意が州内の担当地区に益々集中しつつあり、しかも四季裁判所外の多彩な行政事務がのしかかって来ている時代に、治安判事全体についての情報機関として役立ったし、又州の管理すべてを見ることができ、その上社会的には治安判事と下層の人々との間に介在する者として、上司たる治安判事には与えられていない多くの情報に接することができ、かつその認識は個々の治安判事の場合と違って自らの利害や偏見によって歪められていない可能性が比較的高かったのである<sup>(44)</sup>。

## V 治安書記の収入及び瀆職の誘因

次に治安書記が有していた権限の大きさを具体的に知るために、その収入及びその権限を利用した不正行為の側面から僅かながら論じてみよう<sup>(45)</sup>。

テューダー王朝期の大量の刑罰制定法 *penal acts* が軽罪を創設し、その多くが国王及び訴え出た者双方に罰金を折半して与えることを定めた。この一般人たる略式起訴者は裁判所の役人ではなかったが、裁判所、特に治安書記と緊密な関係にあった。当時のサマセット州には、これを半ば職業にしている1ダース程の数の職業的略式起訴者がおり、四季裁判所ごとに30件程の訴追をなし、その円滑な進行には治安書記の恩恵に依存するところが大き

(44) 以上、*ibid.*, pp. 27 ff., and p. 28, n. 2による。

(45) 実は、本稿で紹介しているバーنزの著作では「影響力：瀆職の問題」*Influence: the Question of Corruption*と「誘因」*Incentives*という二つの独立項目が建てられ、それぞれにつき具体例がかなり多数掲げられているのであるが(pp. 29-43)、主として制度史に関心を示してきた本稿では2項をひとまとめとして、それも必要と思われるだけに簡略化しようと思う。バーنزの著作内容が地方史としては、又社会史の観点からは極めて興味深い事例も多いが、「I はじめに」に述べた筆者の差し当たりの関心からは若干ずれているように思われるからである

かった。このことは、略式起訴にとってまず第一段階である略式起訴状の作成自体が読み書きが不自由な者が多かった一般人たる略式起訴者にとっては至難なことで治安書記ないしはその下僚の助けを借りることが必須であったことを推測すれば、容易に理解することができるであろう<sup>(46)</sup>。

四季裁判所に提起された軽罪の訴追の大多数は原告・被告双方が地方在住の多数の代訴人により代理された。この代訴人こそが治安書記の手数料収入の相当部分の直接支払者だったのである。出頭・正式起訴状・略式起訴状等々についての手数料である。治安書記はこれら代訴人と極めて緊密な接触を有していたのであり、ここにも又瀆職の根源がありえた。勿論代訴人だけでなく当事者本人ないしはその近親者・友人が治安書記と接触することもあった。訴えられた若者の父親が書記に対して金の小片を贈り、「貴殿からの一言がこれを終わらせることを私は知っております」、と述べている記録が残っている。これなどは、治安書記が上司治安判事に対して、実際以上に誇張されてはいるのであろうが、強い影響力を有しているという一般的信念を示していると言えよう<sup>(47)</sup>。これら自らより下層の人々からの要請に対しては冷静に計算・対応しえたとしても、自らの身内さらには州の豪族や上司治安判事その者からの要求に対しては、書記は極めて弱い立場に立たされたことが推測される。現にいくつかの実例がバーンズにより紹介されている。極端なものの一つだけ挙げてみると、州は別のものであるが、グロスターシャーの治安判事が四季裁判所で同僚判事の助力を得て治安書記の保管書類から自

---

(46) 略式起訴、特に職業的略式起訴者については、差し当たり、拙著「刑罰制定法上の略式起訴と職業的略式起訴者—絶対王政期イングランド刑事司法の一局面—」(拙著『絶対王政期イングランド法制史抄説』(1992年)所収(第四篇)(初出は1987年))参照。

(47) Barnes, *op. cit.*, p. 32 and n. 5 に載っている 1632 年の例。もっともバーンズはこの金が書記への手数料なのか賄賂であったのかは不明としているが、この息子が有罪判決を受けたという記録はこの時の法廷記録にもその後の記録にも残っていないと言う (*ibid.*)。

らの2名の使用人の重罪正式起訴状を無理やり取り出し、大陪審にこれを軽窃盗 petty larceny に減じようと努力したという事件が、星室裁判所 Court of Star Chamber で取り上げられている 1601/2 年の記録が残っている<sup>(48)</sup>。サマセット州でもこれと似ている少数の事例がある<sup>(49)</sup>。

他方、重罪裁判には弁護人を付けることが認められず、軽罪の場合には認められはするが、原告被告双方共弁護人を雇うだけの余裕がない場合が多かった時代に、細かな手続を熟知していた治安書記やその下僚が合法的な形で訴えの修正・補正をしたり、あるいは起訴内容を否認したり免責を主張したりする方法を教えることもありえた。法律扶助 legal aid のない時代にはこれは身分の低い訴訟当事者にとっては貴重なものであったろう<sup>(50)</sup>。

治安書記の腐敗行為の記録が治安書記が作成する四季裁判所記録に残っていることを期待することは無理であろうが、この時期のサマセット州の四季裁判所において治安書記が腐敗行為により罪状認否手続に付されたとか訴えられたという記録は全くないだけではない。治安判事の監督機関としては枢密院・星室裁判所・巡回裁判所が存しているわけであるが、バーンズは少なくとも 1603-41 年の間の星室裁判所記録上イングランド・ウェイルズの治安書記の不正行為での処罰例は唯の一つも見つけられなかったと述べている。さらに、1629-40 年の間のサマセット州のアサイズ裁判の史料中にもアサイズ裁判で起訴されている治安書記はいないと言っている。後者には他州への言及がなくそれだけに確言はしにくいだが、当時の治安書記の職務遂行態度についての一つの重大な証拠になろう<sup>(51)</sup>。

しかし、治安書記の下僚と判事書記の腐敗行為については必ずしも同じよ

---

(48) Ibid., p. 34 and n. 1,

(49) 以上、ibid., pp. 29 ff. による。

(50) Ibid., pp. 34 f.

(51) Ibid., p. 35 and n. 4.

うには言えないが、共に史料上の証拠は多くはないとバーズは述べている。特に判事書記は上司である治安判事の担当地区の住民に密着していたはずであるので、その分治安書記とは比較にならぬ程不正を働く、あるいは働かざるをえない機会が多かったと推察されよう。しかし実際にも多分そうひどくはなかったように思われる。総じて、特に18世紀における治安判事制の書記全体に対してウェップ夫妻の著書に描かれているような不正は、17世紀のこの時代のサマセット州には見ることができないと、バーズは結論している<sup>(52)</sup>。

これら職務上の不正の誘因になったのが、職務からの手数料収入であった。残念ながら、サマセット州での手数料金表は残っていないが、他の多くの州については残存し、特にデヴォン州の治安書記の手数料委員会 Commission on Fees への報告書が重要で、この時代のサマセット州のもこれとほぼ同じものと考えられる。それによれば1シリングより低額のものほとんどなく大部分は2シリングか3シリング4ペンスであり、少数ではあるが5シリングや6シリング8ペンスのもあった。バーズは、略式起訴は終結までに平均13シリング4ペンスの手数料を書記にもたらし、しかも四季裁判所ごとに20から30件が終結されたと述べている。又ある一般人たる略式起訴者はサマセット州の上述のワイクスとの共同書記ブラウンに対して1631年の1開廷期で36件の略式起訴のため10ポンド16シリング余を負っている記録が残っているが、これは1起訴当たりおよそ6シリングになる<sup>(53)</sup>。いかに略式起訴が治安書記にとり大きな収入源であったかがわかるうし、又特に上述した職業的略式起訴者と治安書記との密接な関係、さらにはここに不正行為の種が潜む可能性があることも、一層理解されやすくなる

---

(52) 以上、*ibid.*, pp. 37 f. ウェップ夫妻の指摘は、S. and B. Webb, *English Local Government*, vol. 1, *The Parish and the County*, 1906, *passim* にある。

(53) Barnes, *op. cit.*, p. 39 and n. 2.

であろう。しかし治安書記の手数料収入はこれだけではない。これに加えて誓約書・正式起訴状の3つは四季裁判所がらみの手数料であるが、これらが主たる収入源であった。しかし治安書記の役職からの総収入がどれ程であったかは正確に示すことはできない。上述の他に無数の1件当たり少額の手数料が書記にもたらされていたからである。バーンズは年に粗収入で4桁には達しなかったであろうと推定している。ただし勿論ここからその下僚への報酬支払いをせねばならなかったのではあるが、かなり高額な年収になったことは確かであろう。なお、定められた手数料支払いを拒んでいる者に対して法的手段に訴えたか否かは大部分の場合わからないが、しかし書記には求められている書類を手交しないという強制手段があったし、これが時には脅しに用いられる可能性もあった<sup>(54)</sup>。

これら各種の手数料は慣習法的に定められており、しかも四季裁判所がそれを確認していたので、恣意的ではなかった。しかしなお当時の役所における広範な悪しき慣行は排除されなかったと思われる。にもかかわらず当時の治安書記の場合には、次の4つの原因によりこの悪しき慣行に従うことをためらわしていたと思われる。その第一は、治安書記は上司たる治安判事による絶対的監督下にあり、しかも治安判事自身も又アサイズ裁判官や枢密院の監視下にあり、強要をする書記をかばうことの困難さは大きかったし、又売官による場合も多かった中央の役人と異なって書記を放逐することは容易であった。第二は、治安書記は地方住民を相手にしており、地方住民の多くは治安判事のいずれかの人の善意を期待できたのである。とすれば、書記は手数料を高くするよりは安くするよう動く傾向にあらう。第三に、軽罪の被告にとってはその罰金の二倍位程度が書記への手数料を含めた訴訟費用として必要であったため、それ以上の手数料支払いの余裕がなかったことが考えら

---

(54) 以上、*ibid.*, pp. 38 f. による。

れる。最後に、治安書記の仕事量がこの時期、特に1630年代は枢密院の効率的法執行の強化・一般人たる略式起訴者の活動・治安判事による村の不良少年狩への著しくなった熱意などから急速に増し、その結果多くの収入が得られるようになり、過度の貪欲を出して良き役職から駆逐される危険を恐れた故であろう。しかしサマセット州の治安書記が実際にも強要的でなかったか否かは、なお確かではない。ウェストミンスターの手数料委員会の命令で発行された開封勅許状で調査を授權された手数料委員会小委員会が強要的地方役人に対する不平・訴えを受理すべく同州で1629年4月に開かれたが、そこでは治安書記及びその下僚、判事書記は誰一人財物強要 extortion その他の犯罪のかどで召喚されなかったことが暗示しているように、上記推測がかなり実際に近かったと言えるのであろう<sup>(55)</sup>。

このように治安書記及びその下僚はその職から金銭的報酬がかなり多く入り、代訴人の身分にとって魅力あるものであったと思われるので、その補充人事には問題なかったものと思われる。しかも代訴人は書記ないしその下僚になっても、代訴人の仕事を継続することには何ら問題なかった。それだけではなく、その職はジェントリー層と常に接触する機会を提供するものであった点も、それ以下の身分の者にとっては魅力あるものであったことも併せ考えねばならない。その意味では向上心のある若手法廷弁護士や代訴人にとっては格好の職であったことであろう。現に本稿の中心人物の一人ワイクスが治安書記在職中に法廷弁護士資格取得のため、さらには取得後はその稼業に忙しく治安書記の業務の重みが徐々に共同書記ブラウンの方に移って行ったにもかかわらず、なおしばらくは書記職に留まっていたことは、上述した通りである<sup>(56)</sup>。

---

(55) 以上につき、*ibid.*, pp. 40 f. and p. 40, n. 1 を参照。

(56) 以上につき、*ibid.*, pp. 42 ff. を参照。

## VI むすび

バーズは、以上のごとく治安書記職の人的構成・権限・責任及び実際の活動の諸相を概説した後で、治安書記が極めて多数の又多彩な職務を有し、その責任が重かったこと、その職掌上の能力が、多く素人であった上司たる治安判事的手中にあった州統治が適正に行われるか否かを左右する程決定的であり、書記が無能であれば州の効果的統治が麻痺することはほぼ確実であることを示した。しかも書記及びその下僚群は中央の裁判所における書記組織に比べ小さくコンパクトであったため、治安書記自身が決定的役割を担わねばならないことも明らかにした<sup>(57)</sup>。その上で治安書記制にとっての唯一とも言える欠陥は、治安判事との間の連絡手段が整備されていなかったことであると、バーズは指摘している。書記は取り巻きの中から僅かな報酬で時々の使者を選び判事と連絡を取り、逆に判事の方からは時に裁判所に出廷予定の申立人などを使って書記に連絡を取ったりしていた。又判事書記が治安書記に渡すべき手数料や上司判事が得た誓約書を誰を使って手交するのかわからなくなった例などが史料に残っている<sup>(58)</sup>。

最後に、四季裁判所録は治安書記の行政能力を知る上で最良の規準の一つであると思われるので、これを通して治安書記の活動を確認しておこう。サマセット州の同記録はこの期間の書記が概して有能な行政官であったことを示しているが、しかしなお浮き沈みはある。例えばワイクスの書記就任の1611年から1620年頃までは、共同書記であったブラウンの方が中心になって職務を行ったと思われる1620年から1640までとは配慮の程度が若干劣っ

(57) 治安判事個人の判事書記は、行政事務に関しては治安書記程の慎重さを欠き、そのため治安書記に迷惑をかけることもあったようである。その例につき、*ibid.*, pp. 43 f. 参照。

(58) 以上、*ibid.*, pp. 43 f. 最後の史料は、*ibid.*, p. 44, n. 3にある。



ている。その理由の一つは、1620年頃までは記録事項が拡張され量も増えたためであり、又一つにはワイクスが個人的事情で時折職務に不注意だった故であろう。しかしなおワイクスは1616年にウェルズの大聖堂の境内に四季裁判所記録保管所を作ることの多分主唱者であったと思われる。治安書記の居住市内に増加しつつある記録を集中させ保管させようという考えは、文書に関心の強い書記にとっては自然な発想であったからである。1620年頃からブラウンが書記職を事実上一人で支配し始めるが、同職は活気を帯び出し、これが記録上にも徐々に表れ出す。資質等の個人的理由を除いても理由は種々あろうが、最大の理由は枢密院が法執行につき前例のない程の強い圧力を掛け出したことであろう。これは、1630年4月23日に発せられた国王布告 proclamation<sup>(59)</sup>にもある通り、1630年1月に印刷公刊された命令集 Booke<sup>(60)</sup>に従って治安判事は法廷外でエリザベス期の救貧法のすべてを適用すること、犯罪を鎮圧すること、これらのために毎月小治安裁判所 petty session を開きかつ毎月ウェストミンスターに報告すべきことなどが命じられたが、この命令集 Book of Orders が法廷外の治安判事の職務及び書記群に最大級の圧力を掛けたのである。この命令集に描かれた壮大な事業は、10年以上続けられたが、革命に至る騒動で終止符を打った。しかしこの間治安判事による地方統治の中心は四季裁判所から毎月開かれる小治安裁判所に移り、それにつれて治安書記は治安判事制内の唯一の専門職としてこの大事業での中心的統括者になることを求められた。治安書記及びその下僚達は、州全体の状況を常に認識していたので、治安判事にとっては貴重だったのである。命令集は目的は野心的であったし州の治安判事に負わせた責任も重大であったが、治安書記の恒常的協力と積極的助力がなければ、その目的は達せ

---

(59) Stuart Royal Proclamation, vol. II, 1983, pp. 261 ff.

(60) この命令集とは、Orders and Directions for the better administration of Justice のことである。

られなかったであろうし又その責任も果たされなかったことであろう<sup>(61)</sup>。

1630年代後半5年間には治安書記の職務効率がある程度落ちた。それは記録水準の低下したことにより証明される。1635年のミクルマス開廷期から1638/39年の顕現日開廷期までの間の四季裁判所録には欠落がある。前期の四季裁判所録は注意深く作成された書類がきちんと統一的に集められているが、後期の方はまるで違っている。命令や覚書は書き散らされ、抹消が多数あり、全体に統一性に欠けている。二つの間の期間の裁判所録の欠落がこの間の対照を力強く示している。確かに1638年頃にホプキンスが共同書記になり、年老いたブラウンの統制力は落ち、その結果過去20年間の管理方式が変わらざるをえなかったのではあろう。しかしこれだけが理由であったのではないと思われる。この間の命令控え帳は残存しており、1635年の後の質の低下はひどくなり、特に最後の四季裁判所録では歴然としている。明らかに二度治安書記は命令を登録しなかったし、他の命令の登録にも今までに見られぬ不注意が見られる。1635年までに書記及びその下僚が、命令集によって治安判事に命じられ強められた日常業務の重みにより弱体化し始めたのである。枢密院の圧力は治安判事にはきつい命令とアサイズ裁判での裁判官命令で伝わったが、治安書記にも達してはいた。しかしなお、書記は応えようにも時間とエネルギーの点でその労力は限界に達しており、その結果効率が徐々に落ちたのであろう。命令書により作り出され命じられた州治安判事制はそれ以前の高度に効率的であった治安書記制度を欠いた形で考えることはできなかった。この時までには、治安判事制による州統治は治安書記という知識豊富な専門行政官の恒常的管理なしで効果的であり続けるには余りに精緻化し、又全面的に広がり、かつ複雑機構になってしまっていたのである。地方統治機構の専門的監督官が中央の最高統治権力の道具にならな

---

(61) 以上、主としてBarnes, op. cit., pp. 44 ff. による。

ったというのが、イングランドの政治的發展にとって重要なことであったし、それにもかかわらず治安書記はその上司治安判事及びその上に立つ国王の双方に満足を与える程の十分な効率性をもってその職責を果たしたことも事実であった。16・17世紀のイングランドはフランスと異なり、中央から派遣されるアンタンダン *intendant* に類する中央支配を受けることなく絶対王政期を切り抜けたのであり、これは自らが統治の責務を負い、地方統治は素人で無給の治安判事的手中にあり続けるべきと決めたジェントリー階層の矜持であったことは理解できる。しかしなお治安判事が万が一治安書記及びその下僚による無数の尽力を否定されたとするならば、ジェントリーの統治の責務はそう熱望されなかったことであろうし、あるいは全く望まれもしなかったかもしれないのである。このように州統治の底辺において能力と誠実さをもって尽力した専門家集団が存在したことによってのみ、ジェントリーのイングランド政治への貢献が可能であったのだということを言ったとしても、それは決してジェントリーの貢献の重要性を減じはしないのであるが<sup>(62)</sup>。

本稿は、バーンズの研究にほぼ全面的に依拠しつつ、というよりはむしろその紹介の形にならざるをえなかったが、17世紀前半の治安書記の活動を具体的に描いて来た。サマセット州というイングランド南西部の一州だけが対象ではあったが、なお絶対王政の下での地方統治の中心にあったと思われる治安判事と、その下僚でありその上司全体を支えた専門職とも言える治安書記、及び付随的にしか論じえなかった各治安判事に仕えた判事書記の実態を垣間見ることによって、当時の「名望家支配」の具体像が若干なりとも明らかにできたと思っている。当時の治安判事の書記全体についてはかつて例

---

(62) 以上、*ibid.*, pp. 46 f.

えばイギリス法制史学の大家ホルズワース W. Holdsworth が総括的に述べた「貧弱な書記陣」 scanty clerical staff という評価が<sup>(63)</sup>、治安判事との連絡手段の未整備という上述した点を除き、ほとんど全く当たらない程質量共に満足できそうな書記体制が存したことがわかってもらえたと信じている。筆者はむしろ、治安判事制を支えていたものこそ治安書記であったとさえ言いたい程である。しかし論旨にとり最も重要と思われた中央政府、特に枢密院との関係を十分に解明するだけの材料を欠いたため、強制的貸借金に関連して全国の治安書記を召集した異例事態、及び最後に触れた命令書に関する叙述を除き、必ずしも「はじめに」で上述した疑問全体に答えきれていないことは残念に思っている。

いま一つ筆者が果たせなかったことがある。それは、Ⅱの「治安書記の人的構成」の所で見たごとく共同書記だったブラウン及びホプキンスを始め多くの下僚が占めていた代訴人 attorney という法廷弁護士と違って国王上位裁判所での弁論権を有さぬ下位の弁護士・法律家の制度及び実態である。その教育を含めた資格要件などが明らかにされなければ、治安書記さらには治安判事、あるいは当時の王国の地方統治の中心にあった治安判事制全体の解明が十分にできたとはいえないことは、本論考に取り掛かった早い時期から気付いていたのではあったが、残念ながらほとんど全く手を付けられないまま筆を擱く結果となった。拙論が依拠・紹介したバーンズの研究にもこの点で示唆を与えてくれるものは少なかった。あるいはその関連性への関心も無かったとさえ思う程である。筆者自身も、古典となっているブラックストーン Blackstone を始めとしてポロック、メイトランド Pollock and Maitland やホルズワースの大著等いくつかの文献に当たりはしたが、又近時では C. W. Brooks, *Litigants and Attorneys in the King's Bench and Common*

(63) W. Holdsworth, *A History of English Law*, vol. IV, 2<sup>nd</sup> ed., 1945, p. 150.

Pleas, 1560-1640, in *Legal Records and the Historian*, ed. by J.H. Baker, 1978, pp. 41 ff.、さらには注 (20) で触れた同じブルクスの極めて多数の資料を渉獵しての実証的研究書<sup>(64)</sup>や、法曹史研究をリードしていると言えるベーカー J.H. Baker のいくつかの論文、例えば *The Attorneys and Officers of the Common Law in 1480*, *Journal of Legal History*, vol. 1 (1980) pp. 182 ff.; *The English Legal Profession, 1450-1550* (in *Lawyers in Early Modern Europe and America*, ed., by W. Prest, 1981, pp. 16 ff.; 同論文は J.H. Baker, *The Legal Profession and the Common Law*, 1986, pp. 75 ff. に再録) や同著 *The Oxford History of Laws of England*, vol. VI, 1483-1558, 2003, Chap. V, 24 *Attorneys and Clerks*, pp. 437 ff. などで、取り上げられてはいるが、なお本格的に当時の代訴人の全貌を整理して論じていると言ひ難く思えるし、特に本稿の主題と直接つながるような事柄一例えば、徒弟制と憶測されはするが、代訴人の養成制度、インズ・オヴ・チャンセリとの関連、国王中央裁判所の代訴人との関係を含めて四季裁判所での代訴人活動の認可方法等々にはいくつかの点で正面から触れているとは思えない。筆者も上記のごとく問題意識は持ちつつも、極めて残念ながらこの点の考究を後日に残さざるをえなかった。

この後イングランド革命、特に名誉革命後の治安判事制については、本稿では全く触れることができなかった。しかし治安書記が補佐役としての治安判事制の地方レベルにおける体制そのものはそう大きく変化しなかったのではないかと憶測している。変化したのは、中央政権の構造であり、議会の地位の大幅な上昇、枢密院の地位の低下などが、地方統治に大きな影響を与えたはずである。これにより治安判事にとっては中央からの統制が大きく弱まり、名望家による地方自治、いわゆる名望家支配の特徴がより鮮明になるの

---

(64) 同書、特にその第 8 章は代訴人について極めて多くの知識と今後の勉学への見通しとを与えてくれた。

であろう。いわば「国王の命令による自治」から裁判所による司法的チェックのみを伴った「議会制定法に基づく自治」へと移行するのである。しかもこの体制の下でも治安書記の治安判事の下で占めた重要な位置は大きくは変わらなかったであろう。しかしいずれにせよ、名誉革命後の治安書記の全体像に言及する能力は筆者には全くない。イングランド革命後のイギリス史を専門的に学んで来ていなかったからである。ようやくイングランド革命前夜まで辿り学びを進めた筆者が、その先の時代の治安書記の歴史的位置づけについておぼろげながら感じている見通しへの感想、それも憶測だけを述べて拙論を閉じることにしたい。

〔謝辞〕 東北大学大学院法学研究科教授大内孝氏には、本稿執筆に際し、文献の入手及び本誌掲載につきお力添えをいただいただけでなく、草稿段階で細読して下さり、多くの意見を賜った。厚く感謝したい。勿論、誤りの責任が筆者のみにあることは言うまでもない。

【訂正】 拙前々稿「違憲立法審査制の史的淵源としてのボナム博士事件再考」、『法学』第77巻第5号、2013年12月、及び前稿「インズ・オヴ・コートとその法曹教育機能の衰退—イングランドにおけるコモン・ロー法曹教育小史—」、『法学』第80巻第2号、2016年6月、に次の誤りがありました。この場をお借りしてお詫びすると共に以下のごとく訂正させていただきます。前者がIで、該当頁、行、誤り、その後→の後が訂正後のものです。後者はIIで、Iと同じ形の正誤表になっています。

I 『法学』77巻5号：

45 1及び2 プラックネット → プラクネット

46 1, 4及び14 同上

46 7 エレズミア → エルズミア

- 49 15 英語で書かれ、しかも内容的にも、 → 原本は同じく法律フランス語で書かれていたが、1658-59年に英訳され(15a)、英訳されたものが広く流布引用されている。しかし内容的には、
- 54 11 及び 12 ホバート → ホウバート
- 54 11 Charles → Henry
- 54 14 immutabilia → immutabilia
- 55 2 及び 5 ホバート → ホウバート
- 55 16 エレズミア → エルズミア
- 56 2 エレズミア → エルズミア
- 56 5~7 …さらにはたとえ…委ねていた。 → …さらに又もし制定法・議会制定法が共有されている正義や条理に反していると同裁判所裁判官が考えたのならば、それを無効と判断する権能を有していることにも疑いを挟んでいなかったが、共有されている正義・条理が何であるかの判断は国王と議会に委ねていた。
- 63 5 伊藤正巳 → 伊藤正己
- 64 5 同上
- 65 4と5の間に挿入 (15a) 例えば、Holdsworth, op. cit., vol. 5, 3<sup>rd</sup> ed., 1945, p. 359の表を参照。ちなみに筆者が本稿で直接参照したボナム博士事件の判例は、一八二六年版のクックの『判例集』を基にしたEnglish Reportsのものである。
- 66 18, 19, 20 及び 23 エレズミア → エルズミア
- 67 1 エレズミア → エルズミア
- 68 11 田中『アメリカ法の歴史 上』二一〇頁。 → 田中英夫『アメリカ法の歴史 上』、一九六八、二一〇頁。

II 『法学』80巻2号：

168 末行の最後に挿入、同「ヘイル『ロール』法要録序文」、『法と政治』  
六〇巻二号（二〇〇九）